

(仮称) 流山市歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例骨子

(目的)

この条例は、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯と口腔^{くう}の健康に係る保健指導の業務に携わる者をいう。
- (2) 教育関係者等 教育、保健、医療及び福祉の関係者であつて、歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）をいう。

(基本理念)

歯と口腔^{くう}の健康づくりは、子どもの健やかな成長、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔^{くう}の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて最適な歯と口腔^{くう}の保健サービス及び医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

- 2 市は歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、協力するものとする。

(歯科医師等の責務)

歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 歯科医師等は歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、協力するよう努めなければならない。

(教育、保健、医療及び福祉の関係者の役割)

教育、保健、医療及び福祉の関係者であって、歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。以下「教育関係者等」という。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の発達段階、年齢階層、心身等の状況に応じて、歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、市が実施する歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を活用するとともに、かかりつけ歯科医の支援を受けることにより、自らの歯と口腔^{くう}の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の推進)

市は、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりを推進するための基本的な施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民が歯科健康診査、保健指導、健康教育等の必要な歯と口腔^{くう}の保健サービスを受けることができる環境の整備及び当該保健サービスの普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに歯科医師等、教育関係者等及び市民の連携及び協力体制の構築に関すること。

- (3) 子どもの心身の健全な成長に重点を置いた歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する事。
- (4) 子どもから高齢者まで生涯にわたる効果的な歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する事。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する事。
- (6) 食育の推進を通じた歯と口腔^{くわう}の健康づくり及び健全な食生活のサポートに関する事。
- (7) 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関する事。

(計画の策定等)

市長は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を計画的に実施するために、基本的な計画を定め、これを実施するものとする。

(財政上の措置等)

市は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

平成26年 月 日から施行する。